

## 生徒心得

本校生徒は、スクール・ミッションに掲げる「未来を切り拓く感性と創造力を培い、社会に貢献できる科学技術のスペシャリスト」になるため、次の規律を自ら尊重し、遵守する。

### 1 服装・頭髪等

- ア 身なりは常に清潔にし、面接試験等にふさわしいものとする。
  - ・本校指定の制服を着用する。
  - ・異装の必要がある時にはクラス担任に申し出る。
- イ 制服・頭髪等は、別に定める「服装・頭髪等規定」のとおりとする。
- ウ 化粧、眉毛の加工、装飾品の着用を禁止する。

### 2 礼儀

普段から正しい言葉遣いや、気持ちの良いあいさつを心がける。

### 3 学校生活等

- ア 校内の清潔美化、整理整頓に努め、公共物を大切にする。
- イ 登校後の校外への外出は原則禁止する。やむを得ず外出する場合は許可を得る。  
(外出許可証を携行する。)
- ウ 所持品の管理
  - ・学校に必要なもの以外は持ち込まない。
  - ・高額な物品や必要以上の金銭を持ってこない。
  - ・私物には記名をし、個人用ロッカーで自己責任のもと管理する。
- エ 携帯電話・スマートフォンを所持する場合は、使用許可願を提出し許可を得る。
  - ・使用については、別に定める「携帯電話・スマートフォン使用規定」のとおりとする。

### 4 校外

- ア 不健全な娯楽場や飲食店等に入入りしない。
- イ 夜間の外出は慎む。
- ウ 外泊は禁止する。やむを得ない場合は保護者の承諾を得る。
- エ 交通法規を守り、交通安全に努める。
- オ 事件や事故にあった場合は、学校に連絡する。
- カ アルバイトは原則として禁止する。
  - ・長期休暇中は、アルバイト許可願を提出し学校の許可を得られた場合のみ、条件つきでアルバイトを許可する。
  - ・長期休暇以外で、家庭の事情（経済的困窮等）でやむを得ずアルバイトを希望する場合は、特別アルバイト許可願を提出し許可を得る。

## 5 政治的活動

- ア 教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙活動や政治的活動については、禁止する。
- イ 放課後や休日等に、学校の構内での選挙活動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じる恐れがある場合には、制限または禁止する。
- ウ 放課後や休日等に、学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、判断して行うこと。ただし、違法、暴力的またはその恐れが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限または禁止する。

## 6 自転車通学

- ア 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出し、許可を得る。
- イ 通学用自転車の基準は、別に定める「通学用自転車基準」のとおりとする。
- ウ 交通法規を守り、安全な運転を心がける。  
二人乗り、無灯火、並進、傘さし、一時停止・信号無視、イヤホン等の装着、スマートフォンを操作しながらの運転等は厳禁。
- エ 指定経路を守って通学する。
- オ 自転車通学期間中は、自転車に関する保険（自転車保険または総合保険）に加入していること。
- カ 自転車は指定の場所に置き、鍵を掛ける。
- キ 雨合羽を常備し、雨の日は着用する。
- ク 通学用自転車を変えた場合は速やかに届け出る。

## 7 免許取得

- ア 原付・自動二輪等の免許の取得、購入・運転・同乗は禁止する。
- イ 普通自動車免許の取得については、3年生の希望者に限り条件付きで許可する。
- ウ 普通自動車免許取得については、別に定める「普通自動車免許取得条件」のとおりとする。
- エ その他の免許を取得する場合は、学校の許可を得ること。

### <生徒心得の見直し>

本校では、スクール・ミッションに基づき、生徒自らが規律を尊重し、遵守するために、生徒心得の見直しを進めてまいりました。令和5年度は、校内外の意見も取り入れながら、更に検討を重ねてきました。学校評議員の方々からは、「進路実現のために必要な社会人としての素養を身に付けるための生徒心得であってほしい。」等の御意見や、生徒からは、「学校を明るく楽しく過ごすための見直しをしたい。」「生徒が主体的に遵守できる生徒心得にしたい。」という声があがってきました。こうした意見を踏まえ、生徒心得の内容を整理しました。

今後も、生徒自らが生徒心得の意義を理解し、主体的に遵守できるようになるため、随時見直す機会を設けることとし、外部の意見等も伺いながら、生徒と教員が協議のうえ、見直してまいります。